

八峰町津波避難計画

令和5年3月

八峰町

目次

第1章 総則

- 1 目的
- 2 計画の適用範囲
- 3 計画の修正
- 4 用語の意味

第2章 津波避難計画

- 1 対象とする津波
- 2 津波浸水想定区域の設定
- 3 避難対象地域の指定
- 4 避難困難地域の抽出
- 5 指定避難所・指定避難場所等の指定
- 6 避難路・避難経路の指定・設定
- 7 避難の方法

第3章 初動体制

- 1 防災体制
- 2 職員の動員・配備体制
- 3 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

第4章 避難指示の発令

- 1 津波警報等の種類
- 2 津波情報の収集・伝達
- 3 避難指示の発令基準
- 4 避難指示の情報伝達

第5章 平常時の津波防災教育・啓発

- 1 津波防災の教育
- 2 津波防災意識の啓発

第6章 津波避難訓練の実施

- 1 総合防災訓練
- 2 地区の津波避難訓練

第7章 要配慮者等の避難対策

- 1 避難行動要支援者の避難対策
- 2 観光客等の避難対策

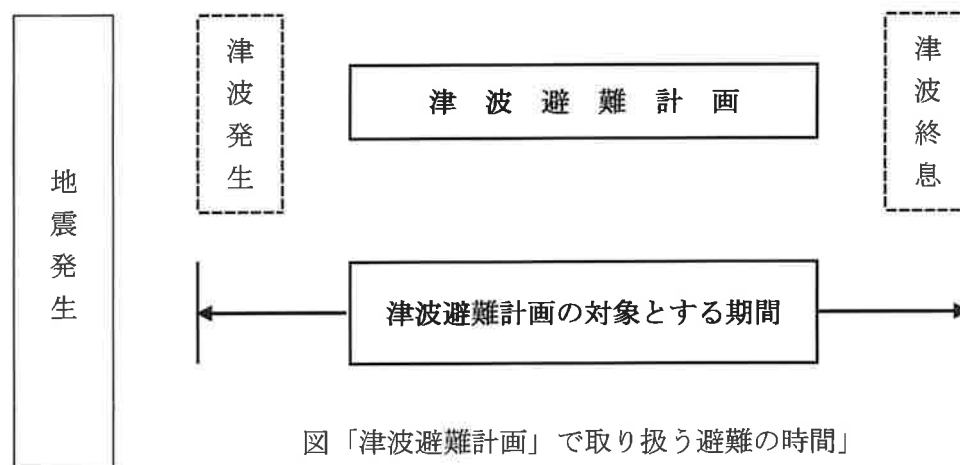
第1章総則

1. 目的

本計画は、地震が発生又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画等の定めによるものとする。



3. 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

4. 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

用語	用語の意味等
①津波浸水想定区域	最大クラス等の津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深により設定された浸水の区域をいう。
②避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき八峰町が指定する。
③避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
④避難路	避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路で、八峰町が指定するものをいう。
⑤避難経路	避難する場合の経路で、検討段階では八峰町が想定し、最終的には自治会、自主防災組織、住民等が設定する。

用語	用語の意味等
⑥避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。
⑦指定避難所（場所）	津波の危険から緊急に避難するための施設や高台などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。
⑧津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を町が指定する。
⑨津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。
⑩バッファゾーン	浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると浸水のおそれがあるものとして対応をとるべき地域をいう。

第2章 津波避難計画

1. 対象とする津波

本計画で対象とする津波は、秋田県津波浸水想定調査（平成27年度）によるものとする。

2. 津波浸水想定区域の設定

対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波浸水想定区域を設定する。

3. 避難対象地域の指定

本町の対象津波の津波浸水想定区域は、想定しうる最大限の範囲となることから、想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンは不要であり、津波浸水想定区域を避難対象地域として指定する。【別紙 秋田県津波浸水想定参照】

4. 避難困難地域の抽出

(1) 津波到着予想時間の設定

対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波浸水開始時間を設定する。

(2) 避難目標地点の設定

避難対象地域外へ避難する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。

【別紙 八峰町ハザードマップ参照】

(3) 避難可能距離（範囲）の設定

避難開始から津波到達予想時間までの間に、確実に避難目標地点まで到着可能な避難可能距離（範囲）を設定する。

設定にあたっての数式及び諸数値については、次のとおりとする。

$$\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times \text{避難可能時間} \quad (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$$

○歩行速度：健常者は1.0m/秒、避難行動要支援者は0.5m/秒とした。

○避難開始時間：夜間等の悪条件下を前提に10分とした。

○避難限界距離（徒歩）：最長でも1,000mとした。

(4) 避難困難地域の抽出

避難困難地域は、避難対象地域から避難可能範囲を除いた地域であり、抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、実際に津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で設定する。

5. 指定避難所・指定避難場所の指定

指定避難所・指定避難場所として必要な安全性や機能が確保されている場所を次表のとおり指定する。(津波避難ビル、津波避難タワーの指定はない。)

なお、逃げ遅れた避難者等の対策として、今後、新規の指定や整備について検討していく。

表：津波指定避難場所一覧（津波避難場所・標高15m以上）

番号	施設名	所在地	計画収容人員
1	(旧)岩館小学校グラウンド	八森字ノケソリ116	600
2	(旧)岩館子ども園広場	八森字岩館77	150
3	八森小学校グラウンド	八森字滝の上117	1,000
4	(旧)八森中学校グラウンド	八森字椿台112	1,240
5	八峰町役場駐車場	峰浜目名瀉字目長田118	1,600
6	(旧)岩子小学校グラウンド	峰浜目名瀉字榎木沢24-1	400
7	峰浜小学校グラウンド	峰浜水沢字カッチキ台7-1	650
8	(旧)埴川小学校グラウンド	峰浜埴字豊後長根 150-1	650
9	八峰中学校グラウンド	峰浜田中字野田沢 40-20	1,200

表：津波指定避難所一覧（津波避難所：標高15m以上）

番号	施設名	所在地	
1	(旧)岩館小学校	八森字ノケソリ 116	
2	八森小学校	八森字滝の上117	
3	(旧)八森中学校	八森字椿台112	
4	八峰町役場	峰浜目名瀉字目長田118	
5	(旧)岩子小学校	峰浜目名瀉字下防中169	
6	峰浜小学校	峰浜水沢字カッチキ台7-1	
7	(旧)埴川小学校	峰浜埴字豊後長根 150-1	
8	八峰中学校	峰浜田中字野田沢 40-1	

6. 避難路・避難経路の指定・設定

避難路・避難経路の設定については、災害時に発生する様々な危険要因を経路から可能な限り除外し、避難者の安全が確保される道を選定する。

したがって、必ずしも避難目標地点までの最短な道のりが“安全”な経路とは限らないため、最短経路を参考にしながら、安全な避難路・避難経路を地域住民とともに検討する。

7. 避難の方法

避難の方法は、原則徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な地域や避難行動要支援者などに限定して、支援車両等による自動車避難も考慮する必要がある。

第3章 初動体制

1. 防災体制

地震及び津波に対する八峰町の防災体制は、次のとおりである。

名称	設置基準	構成員
八峰町 災害対策 連絡部 (第1次動員)	1. 土砂災害警報情報が発表された場合 2. 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他の 気象に関する警報等が発表された場 合などにおいて、災害発生のおそれ があり、副町長が必要と認めた場合	部長 副町長 職務代理 教育長、防災まちづくり室長の順 部員 副町長が指名する課長等の職員
八峰町 災害対策 警戒部 (第2次動員)	1. 震度4以上の地震が発生した場合 2. 沿岸に津波注意報が発表された場合	部長 副町長 職務代理 教育長、防災まちづくり室長の順 部員 副町長が指名する課長等の職員
八峰町 災害対策 本部 (第3次動員)	1. 震度5弱以上の地震が発生した場合 2. 沿岸に大津波警報が発表された場合	部長 町長 職務代理 副町長、教育長の順 副本部長 副町長、消防団長 職務代理 教育長、防災まちづくり室長の順 本部付 教育長、副団長 各部長 各課長等

2. 職員の動員・配備体制

職員の動員・配備体制は、八峰町地域防災計画及に基づき、次のとおりとする。

(1) 勤務時間

ア 勤務時間内の配備体制は、庁内放送、防災行政無線、電話、その他適切な方法により伝達する。

イ 各職員が所属場所で初動活動を行う。

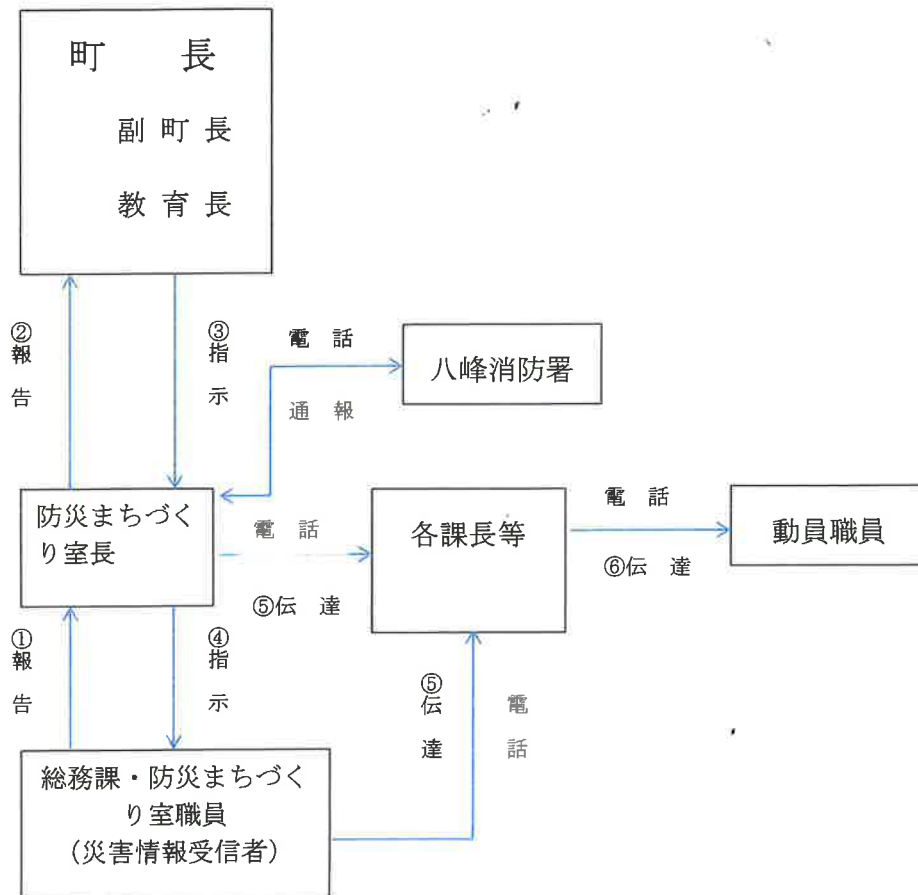
(2) 勤務時間外（休日・退庁後）

ア 勤務時間外の配備体制は、配備指令の段階により電話・メール等にて伝達する。

イ 配備指令に基づき、速やかに初動活動を行う。

ウ 災害対策本部等の設置基準に該当する津波情報が発表されたとき、又は災害の発生を覚知したときは、動員の指令を待たずに自らの判断で所属部課所等に参集する。

○動員指示の伝達系統



3. 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

(1) 退避ルールの確立

避難広報や避難誘導を行う職員、消防団員、民生児童委員等の防災業務に従事する者が、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮して退避ルールを確立する。

(2) 海面の監視

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、防災まちづくり室、消防署及び消防団は、次の箇所で海面の監視を行う。

監視場所	連絡手段	担当
八峰町役場	携帯無線等	防災まちづくり室、消防署
夕映えの館	携帯無線等	消防団第9分団、10分団
椿台コミュニティセンター	携帯無線等	消防団第11分団
八森小学校グラウンド	携帯無線等	消防団第12分団、13分団
滝の間コミュニティセンター	携帯無線等	消防団第14分団
(旧)岩館子ども園広場	携帯無線等	消防団第15分団

※上記の場所に限らず、海面の監視を安全な場所を確保し、行うものとする。

第4章 避難指示の発令

1. 津波警報等の種類

気象庁（秋田地方気象台）は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

これらの気象台からの情報は、町及び防災関係機関等へ伝達される。

これらの情報を防災行政無線や報道関係機関等の協力を得て住民に周知する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	※大津波警報と同じ
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

2. 津波情報の収集・伝達

津波情報については、秋田県総合防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）等により受信し、次のように伝達する。

◆住民への伝達手段

津波警報等の種類	防災行政無線放送	
	サイレン	音声放送
大津波警報	3秒吹鳴、2秒休止×3回	こちらは、ぼうさいはっぼう緊急放送です。 秋田県沿岸に大津波警報発令。大津波警報発令。 沿岸部の方は高台に避難してください。
津波警報	5秒吹鳴、6秒休止×3回	こちらは、ぼうさいはっぼう緊急放送です。 秋田県沿岸に津波警報発令。津波警報発令。 沿岸部の方は高台に避難してください。
津波注意報	なし	こちらは、ぼうさいはっぼう緊急放送です。 秋田県沿岸に津波注意報発令。津波注意報発令。 沿岸部の方は高台に避難してください。

※サイレンと音声放送は3回繰り返す。

3. 避難指示の発令基準

(1) 発令の判断基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

区分	基準
避難指示	次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 2：震度4以上の地震を感じ、情報伝達システムの異常により「津波注意報」「津波警報」が伝達されないとき。 3：町長が避難指示を必要と判断したとき。

(2) 避難の対象区域

○大津波警報・津波警報の場合

対象津波により浸水が想定される地域を対象

○津波注意報の場合

海岸堤防等より海側の地域を対象（海水浴客、漁業従事者等）

(3) 発令にあたっての留意事項

避難指示は、判断基準を満たした場合に即時に発令するものとし首長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意するものとする。

4. 避難指示の情報伝達

町は、住民等のニーズに応じて、防災行政無線（屋外子局及び戸別受信機）、防災情報メール、報道機関など、多様な情報伝達手段を活用し、避難指示を速やかに伝える。

(1) 避難指示等の伝達

①住民への伝達

- ・防災行政無線放送（サイレン吹鳴）及び防災情報メール等により伝達する。
- ・消防本部、消防団が広報車により巡回し伝達する。
- ・自主防災組織代表者（町内会長）や地区消防団員及び関係機関等へ電話等で連絡をする。

②施設への伝達

伝達先	担当	伝達方法
こども園・小学校・中学校	学校教育課	防災行政無線（戸別受信機） 電話・FAX・メール等
高齢者福祉施設等 （親孝の里、海光園、松波園、松峰園）	福祉保健課	防災行政無線（戸別受信機） 電話・FAX・メール等
岩館漁港、八森漁港	産業振興課	防災行政無線（戸別受信機） 電話・FAX・メール等

③海水浴客、観光客等への伝達

- ・海水浴場等の観光客には、防災行政無線等を活用し呼びかけるほか、津波フラッグを用いて伝達する。
- ・ホテルや旅館等の観光客には、防災行政無線や各施設管理者が庁内放送、拡声器等で呼びかける。敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。

(2) 避難指示の伝達内容（伝達文の例）

○大津波警報・津波警報が発表された場合

- 緊急放送、緊急放送、大津波警報（又は津波警報）が発表されました。
- 大津波警報（又は津波警報）が発表されたことに伴い避難指示を発令します。
- ただちに、高い場所に避難してください。

○強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合

- 緊急放送、緊急放送、強い揺れの地震がありました。
- 強い揺れによる津波が予想されるため避難指示を発令します。
- 津波が予想されるため、ただちに、高い場所に避難してください。

○津波注意報が発表された場合

- 緊急放送、緊急放送、津波注意報が発表されました。
- 津波注意報が発表されたことに伴い避難指示を発令します。
- 海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

(3) 解除の考え方

- ・当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として解除する。
- ・浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

第5章 平常時の津波防災教育・啓発

1. 津波防災の教育

小中学校の学校教育において、津波に対する心得、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

■津波に対する心得

- 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、速やかに避難する。
- 海水浴や釣り等により海岸保全施設より海側にいる人は、津波注意報でも避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する（デマに惑わされない）。
- 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは避難行動を行う（自己判断をしない）。

2. 津波防災意識の啓発

町民に対する津波防災意識の啓発として、次の対策を実施する。

(1) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波の浸水域、指定避難所、指定避難場所、避難経路等を示したハザードマップを作成し、全戸に配布する。

(2) ホームページの作成

町のホームページにハザードマップや県等が作成した津波に関する資料等を掲載し、津波知識の周知を図る。

(3) 津波避難場所誘導看板等の設置

津波時避難場所や避難方向を示す誘導看板、及び当該避難場所を周知する表示・案内看板を設置することで住民や観光客等への周知を図る。

(4) 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる組織であり、津波対策をはじめ、様々な防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を検討する。

(5) 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア等の防災に携わる者の中から、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成をする。

第6章 津波避難訓練の実施

1. 総合防災訓練

町は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うものとする。

2. 地区の津波避難訓練

各地区の町内会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。町、消防署は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第7章 避難行動要支援者等の避難対策

1. 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内の避難行動要支援者の支援は、次により行う。

(1) 施設居住者

町、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある社会福祉施設等の施設利用者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。

また、社会福祉施設等の施設利用者の中には避難行動をとることができな者もいる。

多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにつながることから、町は多様な情報伝達の手段を確保する。

避難行動要支援者施設の避難計画は、次のとおりである。

施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者
グループホーム 親孝の里	樺台地区の高台	徒歩や車いす (重症者は施設の車両)	施設職員
特別養護老人ホーム 海光園	夕映えの館	施設の車両等	施設職員
特別養護老人ホーム 松波園	峰浜小学校	施設の車両等	施設職員
グループホーム 松峰園	峰浜小学校	施設の車両等	施設職員

※上記施設は、津波浸水想定区域内にある入所型の施設を記載している。

※上記避難場所のなかには階段を使用しなければならない場所もあるため、重症者の避難先については、上記に限らず車両を使用し、津波浸水想定区域外へ避難することを推奨する。

(2) 在宅者

在宅の避難行動要支援者の支援は、別に定める個別計画等に基づき、地域の民生児童委員等が支援を行うこととする。

2. 観光客等の避難対策

(1) 観光客・レジャー客等

観光客・レジャー客等の避難誘導については、津波時避難場所や避難方向を示す誘導看板及び当該避難場所を周知する表示・案内看板を設置するほか、ハザードマップ及び指定避難場所を町のホームページ等に掲載し、避難場所や浸水想定区域の周知を図る。

主な施設・海岸における避難計画は、次のとおりである。

施設・海岸	緊急避難場所等	誘導者
岩館海岸	岩館地区避難所	消防署及び消防団員、自治会(自主防災組織)等
横間・滝の間海岸	横間・滝の間地区避難所	消防署及び消防団員、自治会(自主防災組織)等
ポンポコ山公園	道の駅みねはま	ポンポコ山公園職員

